

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和7年8月20日

広島県東京事務所長 杉山 浩紀

1 調達内容

(1) 借入件名

複写機の借入れ及び保守

(2) 借入件名の数量

次表のとおり。

(単位：台)

分 類		東京地区
モノクロ・カラー併用機	カラー低速機	1
モノクロ専用機	中速機	1

(3) 借入件名の特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(5) 借入場所

仕様書に示す設置場所

(6) 入札方法及び入札書の記載方法等

入札説明書による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。）によって「01B文具・事務機器」又は「20A事務機器」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー22階

広島県東京事務所

電話 (03)3580-0851（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和7年8月20日（水）から令和7年8月28日（木）まで（土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年8月28日（木） 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年9月1日（月）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和7年9月9日（火） 午前11時00分

イ 場所

東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー22階
広島県東京事務所会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。郵送等、電子メールによる入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

入札説明書及び仕様書による。

6 問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー22階

広島県東京事務所

電話 (03)3580-0851 (ダイヤルイン) ファクシミリ (03)5511-8803

メールアドレス tokyo@pref.hiroshima.lg.jp